

「愛知県救命救急センター設置要綱」に基づく救命救急センター指定要件確認表 (春日井市民病院)

				春日井市民病院	
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要
運営方針	①	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	○	医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務を24時間体制で配置。また、各診療科に宿日直及び待機医師を配置し、救急対応可能である。
	②	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。	○	救急患者を24時間体制で受け入れており、平成26年度は救急搬送患者10,241名のうち、一次及び二次医療施設からは、936名の搬送患者を受け入れた。
	③	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	○	継続入院が必要な患者は併設病床や後方支援病院等への転床、転院を行っており、救急病床の確保に努めている。
	④	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	○	初期研修医の救急臨床研修が1人当たり3ヶ月で10名が対象であった。医師・看護師を対象としたICLSは6回、BLSは2回開催。救急救命士に対し就業前病院実習、再教育病院実習、薬剤投与病院実習等を行った。また、看護学生のICU実習や救急救命士履修コースの大学生の救急医療教育等の臨床教育を行っている。
整備基準	⑤	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上)の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	○	救命救急センターの責任者が管理する専用病床は計26床。集中治療部(ICU)6床は2対1看護で、夜間は3名の看護師を配置し、救急病床20床は7対1看護で、夜間は4～5名の看護師を配置している。
	⑥	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	○	平日夜間帯及び休日は内科系医師1名、外科系医師1名、救急担当医3名、各診療科の宿日直及び待機医師にて救急患者を24時間体制で受け入れている。
	⑦	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。(例：日本救急医学会指導医等)	○	現救急部長(日本循環器医学会 循環器専門医、救急医療従事年数15年)が救命救急センター部長兼救急部長に就任予定。平成27年1月に日本救急医学会に入会し、約3年後の救急科専門医の取得を目指している。
	⑧	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を相当数有する。(例：日本救急医学会認定医等)	○	救急部専任医師は5名。うち、2名は日本救急医学会認定救急科専門医の資格を有している。(うち1名は非常勤)
	⑨	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	○	救急救命士からの指示要請に対応するため24時間オンライン体制の専用回線(携帯電話)を有している。
	⑩	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を相当数有するものとする。	○	救急外来は平日及び休日勤務が3名、平日及び休日夜勤が4名。救急病床は平日勤務が11名、休日勤務が6～7名、平日及び休日夜勤が4～5名、集中治療部(ICU)は平日勤務が9名、休日勤務が4～5名、平日及び休日夜勤が3～4名。
	⑪	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	○	薬剤師は平日及び休日夜勤に1名、休日日中に2名を配置。診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士は平日夜勤及び休日は1名を配置している。全ての時間帯に待機者を1名ずつ確保している。
	⑫	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	○	外科系当直医師1名及び各診療科の宿日直及び待機医師1～2名により、緊急手術対応が可能である。また、手術室勤務看護師は24時間体制で常時3名を配置している。
施設及び設備	⑬	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室(ICU)を相当数有する。	○	集中治療部(ICU)6床、救急病床20床の計26床を有する。
	⑭	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける。	○	救急部専用として、診察室3室、内視鏡室1室、CT・X線撮影室1室、経過観察ベッド6床を有している。また、血管撮影室3室、手術室10室があり、緊急時に優先して使用する。
	⑮	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。(併設病院を含む。)	○	建築基準法第18条第3項の規定に適合しており耐震構造である。
	⑯	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	○	救急部専用として、CT撮影装置、X線撮影装置、内視鏡検査機器等を配備し、また、処置ベッド3台にて早急な処置対応が可能である。また、1.5テスラMRIを2機、最新の血管撮影装置を備えており、常時対応可能である。